二一　内航海運組合法の一部改正関係

1　組合員は、定款で定めるところにより、書面をもってする議決権又は選挙権の行使に代えて、電磁的方法により議決権又は選挙権を行うことができることとした。（第二一条第三項関係）

2　代理人が代理権を証する書面を海運組合に提出する場合において、電磁的方法により議決権及び選挙権を行うことが定款で定められているときは、代理人は、当該書面の提出に代えて、当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提供することができることとした。（第二一条第七項関係）

3　組合員が臨時総会の招集に係る書面を理事会に提出する場合において、電磁的方法により議決権又は選挙権を行うことが定款で定められているときは、組合員は、書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供することができることとした。（第四三条第三項関係）

二二　国民年金法の一部改正関係

国民年金基金又は国民年金基金連合会が厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類について、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認する場合、当該書類への年金数理人の押印を不要とすることとした。（第九七条第一項関係）

二三　確定給付企業年金法の一部改正関係

事業主等又は企業年金連合会が厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類について、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認する場合、当該書類への年金数理人の押印を不要とすることとした。（第九七条第一項関係）

二四　農業信用保証保険法の一部改正関係

清算人が作成する財産目録及び貸借対照表並びに決算報告書について、電磁的記録により作成及び提供することを可能とすることとした。（第五一条及び第五三条関係）

二五　建物の区分所有等に関する法律の一部改正関係

1　議事録が書面で作成されている場合における議長及び集会に出席した区分所有者の二人の議事録への押印を不要とすることとした。（第四二条第三項関係）

2　建物の区分所有等に関する法律第六一条第八項の買取指定者は、書面による通知に代えて、区分所有者の承諾を得て、電磁的方法により買取指定者の指定がされた旨を通知することができることとした。（第六一条第九項関係）

3　建物の区分所有等に関する法律第六一条第五項の集会を招集した者は、書面による催告に代えて、区分所有者の承諾を得て、電磁的方法により同条第七項前段に規定する請求をするか否かを確答すべき旨を催告することができることとした。（第六一条第一二項関係）

4　集会を招集した者は、書面による催告に代えて、建替え決議に賛成しなかった区分所有者の承諾を得て、電磁的方法により建替え決議の内容により建替えに参加するか否かを回答すべき旨を催告することができることとした。（第六三条第二項関係）

二六　不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正関係

鑑定評価書への当該鑑定評価に関与した不動産鑑定士の押印を不要とすることとした。（第九条第二項関係）

二七　不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第四条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正関係

鑑定評価書への当該鑑定評価に関与した不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の押印を不要とすることとした。（第三九条第二項関係）

二八　漁業災害補償法の一部改正関係

清算人が作成する財産目録及び貸借対照表並びに決算報告書について、電磁的記録により作成及び提供することを可能とすることとした。（第五八条及び第六〇条関係）

二九　住民基本台帳法の一部改正関係

1　個人番号カードの交付を受けている者等の転出届を受けた市町村長は、政令で定める事項を転入予定地市町村長に通知しなければならないこととした。（第二四条の二第三項関係）

2　転入予定地市町村長は、転出届をした個人番号カードの交付を受けている者等が当該転入予定地市町村長に最初の転入届等をすることなく、二九の1の通知があった日から政令で定める期間が経過したときは、通知された事項を消去しなければならないこととした。（第二四条の二第四項関係）

3　転入地市町村長が二九の1の通知を受けていない場合又は通知された事項を二九の2により消去している場合には、当該転入地市町村長は、最初の転入届等を受けた旨を転出地市町村長に通知しなければならないこととした。（第二四条の二第五項関係）

4　機構保存本人確認情報（個人番号を除く。）を利用することができる電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の規定による事務の範囲を拡大することとした。（第三〇条の一五第三項関係）

5　機構保存本人確認情報を利用することができる機構処理事務の範囲を拡大することとした。（第三〇条の一五第四項関係）

6　児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定に関する事務を機構保存本人確認情報の提供を受けることができる事務として追加することとした。（別表第一～別表第五関係）

三〇　住民基本台帳法の一部改正関係

医師、看護師等の免許に関する事務、保育士等の登録に関する事務等を機構保存本人確認情報の提供を受けることができる事務として追加することとした。（別表第一～別表第三及び別表第五関係）

三一　通関業法の一部改正関係

通関業者が他人の依頼に応じて税関官署に提出する通関書類への通関士の押印を不要とすることとした。（第一四条関係）

三二　社会保険労務士法の一部改正関係

社会保険労務士又は社会保険労務士法人が申請書等を作成した場合等において、その作成の基礎となった事項等を記載した書面の添付又は当該事項等の付記をした際の、社会保険労務士の押印を不要とすることとした。（第一七条第三項関係）

三三　都市再開発法の一部改正関係

1　組合員が臨時総会の招集に係る書面を組合に提出する場合において、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することが定款で定められているときは、組合員は、書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供することができることとした。（第三一条第四項関係）

2　組合員及び総代は、定款で定めるところにより、書面をもってする議決権及び選挙権の行使に代えて、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することができることとした。（第三七条第五項関係）

3　代理人が代理権を証する書面を組合に提出する場合において、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することが定款で定められているときは、代理人は、当該書面の提出に代えて、当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提供することができることとした。（第三七条第九項関係）

三四　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正関係

組合員及び総代は、定款で定めるところにより、書面をもってする議決権及び選挙権の行使に代えて、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することができることとした。（第四九条第四項関係）

三五　農住組合法の一部改正関係

1　組合員は、定款で定めるところにより、書面をもってする議決権の行使に代えて、電磁的方法により議決権を行うことができることとした。（第一八条第三項関係）

2　代理人が代理権を証する書面を組合に提出する場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、代理人は、当該書面の提出に代えて、当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提供することができることとした。（第一八条第七項関係）

3　組合員が総会の招集の請求に係る書面を理事に提出する場合において、電磁的方法により議決権を行使することが定款で定められているときは、組合員は、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供することができることとした。（第三七条第三項関係）